

# 公益財団法人日本テニス協会

## 加盟団体規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本テニス協会（以下「本会」という。）定款第73条に基づき、本会定款第7条に定める本会の加盟団体に関する事項を定める。

### (加盟団体)

第2条 加盟団体は、本会定款に定める本会の目的及び理念に賛同し、本会と連携及び協働する団体であって、本条第2項又は第3項に定めるものとする。

2 本会定款第7条第1項に定める次の団体又は第6条により評議員会の承認を得た団体を加盟団体とする。

- (1) 全国9つに分割した地域のテニスを統轄する団体（地域テニス協会）
- (2) 各都道府県におけるテニスを統轄する団体（都道府県テニス協会）

3 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する団体であって第6条により評議員会の承認を得た団体を加盟団体とすることができます。

- (1) 大学（校）、高等専門学校、高等学校、中学校等を各々代表する全国学校テニス団体
- (2) 目的別に組織された全国テニス団体

### (権利)

第3条 加盟団体は、次の権利を有する。

- (1) 地域テニス協会は、本会が別に定める規程に基づき、理事候補予定者及び評議員候補予定者を推薦すること
- (2) 加盟団体は、本会が別に定める規程に基づき、評議員候補予定者を推薦すること
- (3) 地域テニス協会は、本会定款第60条第1項に定める専門委員会のうち、本会が別に定める規程に基づき全国委員会制度を採用する専門委員会の委員候補者を推薦すること
- (4) 加盟団体は、組織運営等に関して本会に助言を求めるこ
- (5) 加盟団体は、本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること
- (6) 加盟団体は、本会が加盟団体のみを対象として行う意見募集に応募すること
- (7) 加盟団体は、本会が行う加盟団体を支援する事業を利用すること

### (義務)

第4条 加盟団体は、次の義務を有する。

- (1) 本会の目的及び理念の実現に努めること
- (2) 公共性の高い存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うこと
- (3) 本会の主催事業にかかる予選大会や研修会等を加盟団体が開催する場合は、その事業にかかる本会が定める規程等を遵守すること
- (4) 団体の定款又は会則及び役員名簿を本会に提出すること。また、定款又は会則及び役員名簿に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を本会に通知すること

- (5) 前号の規定は、加盟団体の定款又は会則及び役員名簿がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しない。この場合において、当該加盟団体は当該状態にあることを本会に通知すること
- (6) 理事会において別に定める年会費を納入すること
- (7) 本会から助成を受けた加盟団体は、助成の対象となった事業の報告及び会計報告を本会に提出すること
- (8) 本会の責任にかかると思料される問題（パワハラ、セクハラ、不適切な経理処理、不正行為、反社会的勢力との交際等）が発生したときは、遅滞なく本会に報告すること

（ガバナンス対応において考慮すべき事項）

第5条 加盟団体は、健全かつ適切な組織運営の確保のため、次の各号に定める事項に取り組むよう努めることとする。

- (1) コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するため必要な手続きを定めること
- (2) 本会並びに加盟団体及び協力団体における倫理に関する指針に定める事項を守ること
- (3) 本会に設置された通報相談窓口等の調査に協力するとともに、その助言、勧告等に従い、迅速に対処すること
- (4) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正に解決すること
- (5) ガバナンスを確立し、適正に業務を執行すること
- (6) 男女が対等な構成員として、加盟団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会の確保及び組織運営に適切な資質を備えた人物、外部の有識者等の登用に努めること
- (7) 本会が主催する加盟団体向け情報提供や研修会に参加すること
- (8) スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞（令和元年8月27日スポーツ庁長官決定）（その後の改定を含み、以下「ガバナンスコード」という。）の遵守状況について、自己説明及び公表を年1回実施すること
- (9) 主催・主管大会が安全に開催され、選手、関係者そして観客が安心して参加・観戦できるよう対策を講じること
- (10) アスリートの権利利益の保護及び心身の安全を確保すること

（新規加盟）

第6条 加盟団体となろうとする団体は、その代表者名により次の各号に定める書類を添付した加盟申請書を本会会長に提出しなければならない。但し、当該団体においてその性格上、必要としないものについては省略することができる。

- (1) 加盟を希望する理由
- (2) 定款又は会則（法人にあっては定款及び登記事項証明書）
- (3) 組織・機構図
- (4) 役員一覧
- (5) 前事業年度に係る事業報告及び計算書類並びに当該事業年度に係る事業計画書及び収支予算書
- (6) ガバナンスコードの遵守状況を示す資料

2 加盟の承認は、本会定款第7条第3項に基づき、理事会の提案に基づき、評議員会の決議による。

- 3 評議員会は、加盟の承認に条件若しくは期限を付し、又はこれらを変更することができる。
- 4 理事会は、別途定める加盟団体・協力団体資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審査を経て、評議員会に新規加盟を提案するものとする。
- 5 資格審査委員会は、前項の審査を行うに当たって、第1項の各号に定める書類及び加盟団体となろうとする団体の組織の整備状況、健全性、将来性等を調査するものとする。
- 6 加盟を認められた団体は、理事会において別に定める額の年会費を納入しなければならない。

（脱退）

第7条 加盟団体は、本会会長宛てに理由を記載した脱退届を提出し、理事会の審議を経て評議員会の承認を得ることにより、脱退することができる。

（指導及び助言並びに調査）

第8条 本会は、第4条及び第5条の各号に定める事項に関し、必要があると認めるときは、加盟団体に対し説明を求め、必要な調査を行い、かつ指導、助言又は支援をすることができる。

（処分）

第9条 加盟団体が、第4条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会の決議により次の各号に定める処分を行うことができる。

- (1) 勧告
- (2) 補助金及び交付金の支給停止又は減額
- (3) 資格停止

2 加盟団体が、第4条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会及び評議員会における総理事及び総評議員の各過半数の同意によって当該加盟団体を除名することができる。この場合において、本会は、当該加盟団体に対し弁明する機会を与えなければならない。

（加盟団体の地位の喪失）

第10条 加盟団体が、次の各号の一に該当するに至った場合、加盟団体としての地位を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 除名されたとき

2 加盟団体が、前項の規定に基づき加盟団体としての地位を喪失したときは、本会に対する加盟団体としての権利を失い、義務を免れる。但し、既に発生した未履行の債務は、これを免れることができない。また、納付した年会費等の返還を請求することができない。

（仲裁）

第11条 加盟団体が、本会の下した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に基づく仲裁によりこれを最終的に解決する。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断は、本会及び加盟団体を法的に拘束する。加盟団体は、本会による処分の通知から6カ月以内にこの仲裁を申し立てができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

制定日 令和4年12月21日

# 公益財団法人 日本テニス協会

## 処分手続規程

### (目的)

第1条 本規程は、定款第73条に基づき、公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）が担うテニス競技の普及・振興という重要な役割に鑑み、本協会の法令順守及び事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）
- (2) 名誉会長、名誉副会長及び顧問、理事待遇、定款第59条に規定する本部及び第60条に規定する委員会の活動に参加する者
- (3) 事務局員
- (4) 委託業務契約の受託者
- (5) 本協会が設ける登録制度により登録する選手、審判員、指導者等
- (6) その他、本協会の活動に参加する者

### (違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定した者が行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 法令またはこの協会の定める規則に違反したとき
- (2) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会又は本協会に加盟する団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき

### (違反行為に対する処分の種類・内容)

第4条 本協会は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員等に対する処分
  - ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）
  - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）
  - ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する（減給—有給の場合）
  - エ 下位の役職へ移行させる（降格）
  - オ 理事会において懲戒免職の決議をし、速やかに評議員会を招集して解任請求を行う（懲戒免職）
- (2) 事務局員に対する処分
  - ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）
  - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）
  - ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する。ただし、労働基準法第91条を限度とする（減給）
  - エ 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬または給与を支払わない（出勤停止）
  - オ 下位の役職へ移行させる（降格）
  - カ 諭旨により退職願いを提出させるが、これに応じないときは解雇する（諭旨）

退職)

キ 予告期間を設けることなく即時に免職する（懲戒解雇）

(3) 委託業務契約による受託者

ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）

イ 文書による注意を行い戒める（譴責）

ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する（減給）

エ 委託契約の解除

(4) 選手、審判員及び指導者等

ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）

イ 文書による注意を行い戒める（譴責）

ウ 本協会主催の競技会・イベント会場への出場や立ち入り禁止・制限する（出場・立入制限）

エ 本協会の登録者としての資格を停止する（登録資格の停止）

・一定期間の登録資格停止

・無期の登録資格停止

オ 登録資格剥奪：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する

(5) その他、本協会の活動に参加する者

ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）

イ 文書による注意を行い戒める（譴責）

ウ 永久にこの法人の活動に参加する資格を剥奪する（参加資格の剥奪）

（処分の原則）

第5条 本協会は、処分に際しては、これを中立、公正かつ迅速に行う。

（刑事裁判等との関係）

第6条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。本規程による処分は、当該違反者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

（上部団体等による処分との関係）

第6条の2 本規程が適用される者が、本協会が加盟する団体により処分を受けた場合、会長はコンプライアンス委員会の意見を聞いた上、第13条及び第14条の規定にかかるわらず第4条に規定する処分のいずれかを科すことができる。

2 会長が前項による処分を行った場合、コンプライアンス委員長は処分の内容を速やかに常務理事会に報告しなければならない。

（違反者の処分の解除）

第7条 本規程のより処分を受けたものは、処分開始日から1年以上を経過した後に、以下の手続きにより、処分の解除を申請することができる。

(1) 処分を受けたものは、本協会の会長に対し処分解除申請書及び反省または嘆願の書面を提出する。

(2) 会長は、倫理委員会に前号の書類一式を回付する。

(3) 倫理委員会は、処分解除申請者を聴聞のうえ、解除相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。

(4) 会長は、役員等の場合は理事会の決議を経て、本規程第2条に規定するそれ以外の者については常務理事会の決議を経て処分解除を決定する。

(通報相談窓口の設置)

第8条 協会は、本規程第2条に規定するものによる違反行為の通報相談を受付けるため、通報相談窓口を設置する。

2 通報相談窓口の実務はコンプライアンス委員会が行う。

(通報相談窓口の利用者の範囲)

第9条 通報相談窓口の利用者（以下「窓口利用者」という。）は、本規程第2条に規定する者とその者との間に一定の利害関係を有する者とする。

(通報相談窓口の利用方法)

第10条 通報相談窓口の利用方法は、電子メール、書面、面会を原則とする。

(守秘義務)

第11条 通報相談窓口の担当者及びその事務に携わる者は、通報窓口に寄せられた通報にかかる事実を秘密として保持しなければならない。

2 窓口利用者や被害者本人が通報相談事項について事実調査を希望する場合、事実調査及び処分審査に必要な範囲内で、本人の同意を得たうえで個人情報を秘密として扱わないものとするが、窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限の配慮をする。

(不利益取扱の禁止)

第12条 本法人は、通報窓口を利用したことを理由として窓口利用者に対し不利な取扱を行わない。

(処分手続)

第13条 本規程の第2条に規定するものがこの規程に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス委員会は調査を行い、調査の結果を会長に報告を行う。

2 会長は、違反行為に対する本協会の処分が必要とされたときは、常務理事会の決議を経て、倫理委員会に対し、事実調査に基づく処分審査と処分案につき諮問を行うことができる。

3 倫理委員会は、審査終了後2週間以内に、会長に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する。

4 倫理委員会は処分審査において、審査対象者に対し、審査の対象となっている処分事由を明らかにしたうえ、聴聞の機会を設けなければならない。

5 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。

(1) 審査対象者の表示

(2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

(3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実

(4) 処分の理由

(5) 処分手続の経過

(処分の決定)

第14条 会長は、前条3項の答申を受けたときは、これを速やかに、理事会もしくは常

務理事会に処分案を諮ることとする。

- 2 理事会もしくは常務理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分決定を行う。
- 3 会長は、前項の決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもつて処分決定を通知する。
  - (1) 審査対象者
  - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
  - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
  - (4) 処分の手続の経過
  - (5) 処分の理由
  - (6) 処分の年月日
  - (7) 審査対象者が本協会の登録者であって、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及び申立期間
- 4 処分の決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。但し、役員等に対する処分の決定はその限りでない。

（処分に対する不服申立）

- 第15条 本協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財團法人日本スポーツ仲裁機構に対して会長の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる。
- 2 本協会は、前項の申し立てをしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

（改廃）

- 第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程の運営に関し必要な事項は、別に定める細則による。
- 2 この改正規程は、令和3年4月1日より施行する。

制定 平成26年5月21日  
改正 平成30年12月18日  
改正 令和 3年 3月16日